様式第１号（第５条関係）

廿日市市入札参加者資格に係る市内営業所の認定要件確認申請書

兼実態調査同意書

　　年　　月　　日

廿日市市長

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

　廿日市市内に所在する営業所の実態については、以下に記載するとおりに相違ありません。

　また、法令等により常勤性が求められている者の在勤状況、技術者の資格、雇用関係、専任状況、営業所の実態等について調査する場合に、これに協力することに同意します。

　なお、入札参加資格審査申請書及び添付書類の内容に虚偽の記載（入力）があった場合又は営業所の稼働実態調査に基づき改善通知が発せられた場合においてこれに従わなかったときには、指名除外措置や入札参加資格の認定変更又は取消等を受けたとしても異議はありません。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １　廿日市市内に所在する営業所 （該当する□に■又は☑を記載）□ 主たる営業所　□ 委任を受けた営業所　・商号又は名称及び営業所の名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・所在地　〒　　　　　－　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番地　　　　　　　廿日市市　　　　　　　　　　　　　　丁目　　　番　　　号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・電話番号（　　　　）　　　－　 　　　　　・ＦＡＸ　（　　　　）　　　－　　 　　　　・当該営業所の常勤人数（申請時点）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 技術員 | その他 | 合　　計 |
| 当該営業所常勤人数 | 人 | 人 | 人 |

　　 ※技術員欄：「技術職員名簿」（本市入札参加資格審査申請 様式第６号）　　　　　　　　　の内容　　 ※その他欄：当該営業所の常勤人数から技術員の人数を除いた人数 |

|  |
| --- |
| ２　営業所の状況(1)看板掲示□有　□無　　建物外部又は入口ドア等に看板を掲出し、独立した事務所として形態を整えている。(2)許可票の掲示（法令により義務づけられている業種に限る。）　　　□有　□無建設業法第４０条に規定する標識を営業所に掲示している。(3)机等什器、備品□有　□無事務用什器（机、椅子等）、事務用機器（複写機、電話機、電子入札システムを利用するために必要な電子計算機器等）が配置されている。(4)電話・電気等設備の使用・支払状況　　ア　公共料金等（電気、水道、電話、インターネット）の支払　□事業者が支払っている□事業者以外が支払っている（　　　　　　　　　　　　　　）　　イ　支払状況（資料提出前３か月以内の確認できる資料の写しを添付）　　　　□請求書、領収書等の写しで確認できる　　　　□確認できないウ　連絡体制　　 (ｱ)常時連絡　　　　□取れる　□取れない　　　(ｲ)電話が当該営業所以外へ常時転送　　　 □　電話が当該営業所以外へ常時転送である　　　　□　電話を単に取り次ぐための人員の配置となっている　　　　□　電話が当該営業所以外へ常時転送状態でない　　(ｳ)郵便物の配達（資料提出前３か月以内確認できる資料の写しを添付）　 □他所へ転送　 □営業所へ配達　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
|

|  |
| --- |
| (5)常勤役員等（建設業法第７条第１号に規定する者）　 （測量、建設コンサルタント等業務を除く。）「常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書（建設業許可申請）」の内容をこの申請時点の状況とすること。　　(ｱ)常勤　　　　　　　　□常勤である　□常勤でない　　(ｲ)他の営業所と兼務　　□している　　□していない常勤役員等（建設業法第７条第１号に規定する者）氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(6)使用人（建設業法施行令第３条に規定する者）　 （測量、建設コンサルタント等業務を除く。）　　「建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表（建設業許可申請）」　　の内容をこの申請時点の状況とすること。）　ア　委任を受けた営業所（役員の場合は(ｲ)は不要）(ｱ)常勤　　　　　　　　□常勤である　□常勤でない　　(ｲ)出勤状況の確認資料（出勤簿又はタイムカード等の写しを添付）　 □有　　　　　□無(ｳ)他の営業所と兼務　　□している　　□していない（出勤状況の確認資料として、出勤簿又はタイムカード等）　　イ　代表者から委任（請負契約の締結や履行についての権限）□委任されている　　□委任されていない「委任状」を備えていること。ウ　使用人（建設業法施行令第３条に規定する者）氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

(7)営業所の専任技術者（建設業法第７条第２号又は同法第１５条第２号等に規定する者) （測量、建設コンサルタント等業務を除く。）　「専任技術者証明書（建設業許可申請）」の内容をこの申請時点の状況とすること。）　ア　営業所の専任技術者（役員の場合は(ｲ)は不要）(ｱ)常勤　　　　　　　　□常勤である　　□常勤でない　　(ｲ)出勤状況の確認資料（出勤簿又はタイムカード等の写しを添付）　 □有　　　　　　□無(ｳ)他の営業所と兼務　　□している　　　□していない　　イ　営業所の専任技術者氏名　　　　　　　　　　　　担当工種　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　担当工種　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　担当工種　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　担当工種　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　担当工種　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　担当工種　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　担当工種　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　担当工種　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　担当工種　　　　　　　　　　　(8)営業所に常勤かつ専任の者を配置（（測量、建設コンサルタント等業務のみ））（測量法第５５条の１３、建設コンサルタント登録規程第３条第１項第１号、地質調査業者登録規程第３条第１項第１号、補償コンサルタント登録規程第３条第１項第１号)　氏名　　　　　　　　　　　　担当業種　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　担当業種　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　担当業種　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　担当業種　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　担当業種　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　担当業種　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　担当業種　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　担当業種　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　担当業種　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　担当業種　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　担当業種　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　担当業種　　　　　　　　　　　 |
| (9)営業所の所有権又は使用権（直近のもの）□自社所有（事業主又は事業所所有）　　□賃貸（賃貸借契約等の使用権(事業主契約)　□　有　　□　無）　　　□専用住宅でない（役員、社員又は他の者が居住している住宅ではない)　　　　□兼用住宅で、営業所の部分が居住部分と完全に分離している□営業所以外の者と共同使用となっていない　　　※営業所の土地、建物の所有は自社所有又は賃貸借契約等の使用に関して確認できる資料の写しを添付・自社所有の場合は不動産登記の登記事項証明書又は固定資産課税台帳登録事項証明書等の写し・営業所を賃借している場合はその賃貸借契約書等の写し（契約が自動更新の場合は、最新の領収書等の写し等も必要）・「固定資産税・都市計画税通知書の課税明細書」の写し（複数ページある場合は全てのページの写しを提出してください。領収済通知書のページの写しは不要です。）(10)市税の納税状況　　　□市税の滞納がない。　　　□市税の滞納がある。 　　　※廿日市市発行の滞納がない証明書の写しを添付（本申請日から３か月前の日以降に発行されたもの。）　　　　　・建設工事等の入札参加資格審査申請の資料の写し可（本当該申請日から３か月前の日以降に発行されたもの。）※徴収猶予（地方税法第１５条の４の規定による）を受けている場合滞納がない証明書の提出は不要ですが、猶予の特例が認められていることが確認できる書類（猶予許可通知書の写し等） |

|  |
| --- |
| ３　「主たる営業所（Ⅲ型）」の認定を希望の場合 （測量、建設コンサルタント等業務を除く。）　　入札参加者資格に係る市内営業所の認定に関する事務処理要領第３条の認定要件を全て満たし、かつ、主たる営業所以外の地域で、認定申請の前年度以前の１５年度間のうち１０年度以上、競争入札による建設工事請負契約を廿日市市と締結した実績がある者　　　　□　主たる営業所（Ⅲ型）の認定希望地域　　　　　□　廿日市地域（東・西）　　　　　□　佐伯地域　　　　　□　吉和地域　　　　　□　大野地域　　　　　□　宮島地域　　□　認定希望地域で、競争入札による建設工事請負契約を廿日市市と締結した実績が、認定申請の前年度以前１５年度間のうち１０年度以上ある。□　認定申請の前年度以前１５年度間で、競争入札による建設工事請負契約を廿日市市と締結した総件数のうち、申請しようとする地域における案件が７割以上を占めている。４　「委任を受けた営業所（Ⅲ型）」の認定を希望の場合 （測量、建設コンサルタント等業務を除く。）　　入札参加者資格に係る市内営業所の認定に関する事務処理要領第３条の認定要件を全て満たし、かつ、認定申請の前年度以前の１５年度間のうち１０年度以上、競争入札による建設工事請負契約を廿日市市と締結した実績がある者　　□　委任を受けた営業所（Ⅲ型）の認定を希望□　競争入札による建設工事請負契約を廿日市市と締結した実績が、認定申請の前年度以前１５年度間のうち１０年度以上ある。　　□　主任技術者として配置できる常勤の正社員を５人以上有する。 |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別紙１

営　業　所　写　真

|  |  |
| --- | --- |
| 営業所の名所 |  |
| 外景（看板、表札等を含む。）　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月撮影外景の写真は、建物が判別できるもの（看板のみや建物の入口のみの写真は不可） |
| 内景（執務スペース）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月撮影　内景の写真は、事務所内の状態が分かるもの（机等の配置がされており、事務所として機能していることが分かる写真） |

　※営業所の実態がよく確認できる写真を貼付してください。

　※資料提出前３か月以内に撮影されたもの

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別紙２

営　業　所　写　真

|  |  |
| --- | --- |
| 営業所の名所 |  |
| （許可票）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月撮影 |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　 　 年　　月撮影 |

※営業所の実態がよく確認できる写真を貼付してください。

※資料提出前３か月以内に撮影されたもの

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。